

令和7年度釜石市中小企業優良勤労者表彰実施要領

1. 目 的

釜石市内の中小企業に従事する勤労者（法人企業の兼務役員含む）で、多年業務に精励し、顕著な功績を上げた者、または一般の模範として推奨すべき業務、若しくは善行のあった勤労者を表彰し、もって地域産業の振興発展に寄与する事を目的とする。

2. 主 催 釜石市、釜石商工会議所、職業訓練法人 釜石職業訓練協会

3. 期 日 令和7年11月25日（火）午後5時30分～

4. 会 場 陸中海岸グランドホテル

5. 表彰の基準

釜石市内の中小企業事業所に従事する従業員（法人企業の兼務役員含む）で、次の各項の何れかに該当する者とする。

【特 別 表 彰】

- （1）業務上有益な発明または発見をした者
- （2）災害に際し、危険をかえりみず人命を救助或いは重要な施設・資料を保全した者
- （3）特に優れた技術・技能を有し、競技会等において入賞した者

【永年勤続表彰（同一事業所の業務に精励し、他の模範と認められる者）】

▶永年勤続表彰の区分は、つぎの4段階とする

- ①勤続40年以上 を 特号表彰
- ②勤続30年以上40年未満 を 1号表彰
- ③勤続20年以上30年未満 を 2号表彰
- ④勤続10年以上20年未満 を 3号表彰

※永年勤続表彰の場合、上記勤続年数に達した場合に該当するものとし、同一表彰を二度にわたって受けることはできない。

6. 表彰の推薦手続き

別紙様式による推薦書（様式A：一人別）に必要事項を記入し、申請事業所が所属する業種別組合等の長の推薦を経て申請するか、若しくは、事業所の代表者の推薦により申請する。なお、前項5の特別表彰に該当する場合の表彰の推薦には、推薦書の他に必要な資料（新聞記事等）を添付するものとする。

7. 優良勤労者決定並びに表彰

各主催団体の代表者は、推薦された者のうちから優良従業員を決定し表彰する。

8. 表彰の取消し

被表彰者の推薦書等に不実の記載があることが判明した場合は、ただちに表彰を取り消すものとする。

9. 推薦締め切り 令和7年10月27日（月） （期限厳守）

10. 負担金

負担金として、受賞者1名につき8,000円（祝賀会費含む）を事業主でご負担願います。負担金は、表彰決定通知後にご納入下さいますようお願い申し上げます。

なお、表彰式終了後、祝賀会を開催致します。

11. 事業主等の祝賀会費

事業主等の祝賀会参加費は、1人6,000円です。

◎表彰の推薦手続き・お問い合わせ先

釜石商工会議所 総務課〔〒026-0021 釜石市只越町1-4-4 TEL 0193-22-2434 FAX 0193-22-1600〕